

議案第 41 号

伊賀市給食センター設置条例の一部改正について

伊賀市給食センター設置条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市給食センター設置条例の一部を改正する条例

伊賀市給食センター設置条例（平成16年伊賀市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大山田給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。